

《判例概観／その他金融》

ここでは、令和7年に刊行された主要判例誌4誌に掲載されるなどして公表された金融業務に関する判例・裁判例のうち、銀行付随業務および銀行周辺業務に関するものを中心として、金融商品取引業に関するものを含め、銀行固有業務や担保・保証関連業務以外の金融業務に関するもので、特に重要と思われるものを挙げている。

これを概観したところ、最も多かったのが保険取引に関する裁判例であることがまず指摘できる。古くからある金融取引ではあるが、いまだ論点が払底することがない学術的に奥深い取引であることが裏づけられている。その中でも、裁判所が人傷条項の被保険者である被害者に対する損賠額を定めるにあたり素因減額をする場合における、人傷保険金を支払った損保会社による損賠請求権の代位取得の範囲について最高裁が判断を示した本号12判例と、死亡保険金の請求権の相続財産への帰属について最高裁が判断を示した本号13判例は指摘を忘れることができない。

他方で、取引類型ごとの裁判例としてはそれぞれ多くはないが、金融商品取引、金融関連サービスの多様化を背景とした、新しい取引類型で裁判例が出ており、「その他」に分類されるものが多かったことも指摘できる。例を挙げると、暗号資産交換業（本号16判例）、決済サービス（本号17判例）、リンク債（本号18判例）、外国金融機関発行の永久劣後債（本号19判例）などである。ただ、暗号資産交換業者の管理体制構築義務違反が争われた本号16判例、リンク債の販売業者の適合性原則違反が争われた本号18判例、外国金融機関発行の永久劣後債の販売業者の説明義務違反が争われた本号19判例をしてみると、伝統的な金融商品取引で争われた論点での判断基準が基本的には踏襲されていることが見て取れる。

（水野 信次）

分類	概要	裁判所・言渡日等	出典
保険取引	の解釈 保険約款 モベットの車両該当性	大阪地判令和5・12・14（確定）	判時 2614号 53頁 本号8判例
	更新 保険約款 更新約款における暴力団排除条項の適用	広島高判令和6・10・4（上告、上告受理申立）	判時 2632号 94頁 判タ 1528号 59頁 本号9判例
	保険者免責 保険約款 本件火災が保険契約者兼被保険者と同一視できる者の重過失によって生じたものであるとして保険者免責が肯定された事例	東京高判令和6・1・16（上告受理申立て（後、上告不受理））	金判 1723号 26頁
	生産物賠償責任 保険の免責条項 生産物賠償責任保険の保険者が、エアバッグ・インフレーターの不具合に起因する事故の被害者に対する損害賠償責任に係る保険金の支払義務を負うものとは認められないとされた事例	東京地判令和6・4・25（控訴）	判時 2621号 50頁 本号10判例
	人身傷害賠償責任 賠償金額を超える金員の支払の性質 人身傷害条項のある自動車保険契約を締結していた保険会社が同条項の適用対象となる事故による損害について人身傷害保険金額を超える金員を支払った場合において、同保険金額を超える分が自賠責保険金の立替払の性質を有するとされた事例	東京地判令和6・9・5（控訴）	判時 2634号 57頁
	自賠責保険金の不当 利得返還請求 対人保険契約に基づき交通事故の被害者に示談金を支払った対人社が、被害者との間の人傷保険契約に基づき被害者に人身傷害保険金を支払った人傷社に対し、人傷社は被害者に代位できる範囲を超えて加害者側が加入する自動車損害賠償責任保険の引受会社である自賠社から自賠責保険金の支払を受けたと主張して、不当利得返還を請求し、同請求が認容された事例	東京高判令和6・11・12（確定）	判タ 1535号144頁
	保険金請求詐欺 自損事故偽装認定事案	札幌高判令和6・12・6（確定）	判タ 1533号 50頁 本号11判例
	人傷保険者の代位範囲 素因減額事案における 裁判所が人傷条項の被保険者である被害者に対する損賠額を定めるにあたり素因減額をする場合における、人傷保険金を支払った損保会社による損賠請求権の代位取得の範囲	最判令和7・7・4（棄却）	判タ 1537号 27頁 本号12判例
死亡保険金の請求権 の相続財産への帰属 死亡保険金の請求権は、被保険者の相続財産に属するものと解するのが相当であるとされた事例	最判令和7・10・30（棄却）	本号13判例	
金融商品取引	短期売買利益提供制度 信用取引により買い付けていた株式を売り付け、これと同時に、同数・同額の株式を現物取引により買い付けた事情があっても、当該売付けに金融商品取引法164条1項の適用があるとされた事例	東京地判令和5・12・6（控訴（後控訴棄却）） ※東京高判令和6・7・31の原審	金判 1689号 38頁 判時 2593号 62頁 判タ 1526号198頁
	主要株主に対する信用取引による短期売買利益提供請求が認められた事例	東京高判令和6・7・31（上告・上告受理申立て） ※東京地判令和5・12・6の控訴審	金判 1705号 18頁 判タ 1538号104頁 本号14判例

モペットの車両該当性（確定）（大阪地判令和5・12・14判時2614号53頁）

重要度 ★☆☆

● 事案の概要 ●

本件は、原告の父と被告との間で締結された個人賠償責任保険契約（以下、「本件保険契約」という）の被保険者であった原告が、ペダル付きの原動機付自転車（以下、「本件モペット」という）を運転中に歩行者に負傷させたという事故により、当該歩行者に対して損害賠償責任を負担したところ、この責任負担に係る損害は本件保険契約に基づく保険金の支払対象となると主張して、被告に対し、本件保険契約に基づく保険金の支払いを求めた事案である。

本件モペットは、①電源を入れた状態でスロットルを回し、ペダルをこぐことなく、モーターの動力のみにより走行する方法（以下、「原付モード」という）、②電源を入れた状態で、スロットルを回さずにペダルをこぎ、モーターの動力による補助を受けながら走行する方法（以下、「電動アシストモード」という）および③電源を切った状態で、モーターに頼ることなく、ペダルをこぐことで走行する方法（以下、「人力モード」という）の各走行方法による走行が可能であった。本件保険契約の約款には、車両（原動力がもつばら人力であるものを除く）の所有、使用または管理に起因す

る賠償責任の負担に係る損害については保険金支払の対象外となる旨の規定（以下、「本件免責条項」という）がある。

判旨

請求棄却。

「本件免責条項において、車両の所有、使用又は管理に起因する賠償責任から原動力がもつばら人力である車両を除外事由としていることに関しても、原動力がもつばら人力である車両は、当該車両自体が潜在的に有している危険性が類型的に考えて大きいとまではいえず、当該車両を所有、使用又は管理することに起因する賠償責任の負担に係る損害についても、これを所有、使用又は管理しない場合と比して、必ずしも増大する傾向にあるとはいえないこと、また、原動力がもつばら人力である様々な種類の車両について、これらの所有、使用又は管理に起因する賠償責任を補償する個別の保険制度が別途網羅的に設けられていないことから、免責の対象外とされたものと解される。

そうだとすれば、原動力がもつばら人力である車両は、高リスクの事故類型について、これを対象に独立のものとして設けられた他保険との分野調整という本件免責条項の趣旨に照らし

て、文字どおり、車両の原動力を人力に依拠しているため、他保険において個別に補償されなければならないような、車両自体に内在する危険性が高いものではなく、必然的に当該車両の所有、使用又は管理に起因する賠償責任においても、類型的に見てその責任が増大するとはいえない性質の車両がこれに当たるといふべきである」。

解説

本判決は、前記のとおり判示したうえで、本件モペットも、道路運送車両法上の原動機付自転車に区分され、実際に、原付モードによる走行が可能であり、その車両自体が現に具有する危険性は原動機付自転車と同様といえるうえ、本件モペットによる事故が発生した場合も、原動機付自転車による事故と同じように責任が増大するリスクを抱えているとし、原付モード以外に、電動アシストモードおよび人力モードがあるが、本件免責条項の対象は「車両」であり、その除外事由も「原動力がもつばら人力である」「車両」であるから、当該車両自体が現に具有する危険性およびそれが現実化した場合ににおける責任増大の可能性に着目して、「車両」として除外事由に該当するかどうかを判断すべきとした。電動サイクルにも参考となる。（水野信次）